

神戸市市民花壇実施要領

(目的)

第1条 この要領は、神戸市市民花壇実施要綱(以下、「要綱」という。)に基づき、市民花壇事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(設置申請)

第2条 要綱第5条第1項の申請は、「市民花壇設置申請書」(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、所管する区に電子メールなどの手段により提出するものとする。

2 申請を受けた区は、「市民花壇設置申請書」を受理したときは、添付書類等確認し、建設局公園部に申請書類一式を回送するものとする。

(設置承認)

第3条 要綱第5条第2項の承認は、前条第2項で受理した申請書を基に、建設局公園部が速やかに要綱第3条に規定する承認基準に適合しているか審査を行い、その結果適当と認められる場合は「市民花壇設置承認書」(様式第2号)により申請者に通知するとともに、その写しを所管する区に送付するものとする。

2 市民花壇の設置承認の標準処理期間は、申請書の受理から30日以内とする。

(花苗の交付)

第4条 要綱第4条第2項の花苗の交付は、年2回とする。

2 要項第6条第1項の申し出は、年1回の花苗配布照会に回答することで申し出があったものとし、建設局公園部は照会回答に基づき、花苗を交付する。

3 年度途中での設置承認を受けた市民花壇管理者は、次年度より配布を受けることができるものとする。

(補助金の交付)

第5条 要綱第4条第2項の補助金は、次の基準で交付する。

- (1) 4月又は5月に設置を認めたもの。 15,000円
- (2) 6月又は7月に設置を認めたもの。 13,000円
- (3) 8月又は9月に設置を認めたもの。 11,000円
- (4) 10月又は11月に設置を認めたもの。 9,000円
- (5) 12月以降翌年3月に設置を認めたもの。 0円

2 複数の市民花壇団体を取りまとめ、総面積1,000㎡以上、あるいはプランター400基以上かつ総面積160㎡以上の市民花壇を管理する場合は、2,000千円を上限に補助金をまとめて代表者へ交付することができるものとする。その場合、前条の花苗の交付を受けることはできない。

3 要綱第7条第1項の申請は、補助を受ける年度ごとに市民花壇管理者が「市民花壇育成補助金交付申請書」(様式第3号)を定められた期日までに所管する区に提出するものとする。ただし、前項の市民花壇管理者については、建設局公園部に提出するものとする。

4 要綱第7条第2項の交付決定通知は、前項の区分に従い所管する区あるいは建設局公園部(以下、「窓口」という。)が「市民花壇育成補助金交付決定通知書」(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

5 要綱第7条第3項の請求は、前項の通知を受けた市民花壇管理者が「市民花壇育成補助金請求書」(様式第5号)を窓口へ提出するものとする。

6 前項の請求があったときは、窓口は速やかに請求者に対し、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 要綱第8条の補助金の執行状況については、補助年度終了後概ね次年度4月末までに、次の各号に定める書類により補助金交付年度の活動実績を窓口へ報告しなければな

らない。

- (1) 次号以外の場合
市民花壇育成補助金支出明細書(様式第6号-1)
- (2) 第5条第2項に定める複数の市民花壇団体を取りまとめる場合
 - ・市民花壇育成補助金実績報告書(様式第6号-2)
 - ・管理状況報告書(様式第6号-2 別紙1)
 - ・収支報告書(様式第6号-2 別紙2)
- (3) その他、市長が必要と認めるもの

(花壇の設置承認等の取り消し)

第7条 要綱第9条第1項の市民花壇の設置承認及び補助金交付決定の取り消しは、「市民花壇設置承認及び補助金交付決定取消通知書(様式7号)」により窓口が市民花壇管理者へ通知するものとする。

2 要綱第9条第2項の返還命令は、「市民花壇育成補助金返還命令書(様式第8号)」により窓口が市民花壇管理者へ通知するものとする。

(変更手続き)

第8条 要綱第10条に定める変更申請手続きは、次のとおりとする。

- (1) 市民花壇の設置場所、面積等を変更する場合は、「市民花壇変更申請書」(様式第9号)を窓口へ提出するものとする。
 - (2) 市民花壇管理者の代表者、花壇名及び団体名等に変更のある場合は、速やかに「市民花壇代表者(花壇名・団体名・その他)変更届」(様式第10号)を窓口へ提出するものとする。
- 2 所管する区は前項の書類を受理したときは、添付書類等確認後、すみやかに建設局公園部へ申請書類一式を回送するものとする。
- 3 建設局公園部は書類受理後、次のとおり手続きを行うものとする。
- (1) 第1項第1号の変更申請については、速やかに要綱第3条に規定する承認基準に適合しているか審査したうえで、適当と判断する場合は、その結果を「市民花壇変更承認書」(様式第11号)により申請者に通知し、その写しを所管する区に送付するものとする。
 - (2) 第1項第2号の変更申請で申し出のあった事項について、関係書類を変更するものとする。なお、花壇を管理する団体の同一性が確認できない場合(団体名の変更及び団体の構成員の過半数が変更になる場合など)は、現在の市民花壇を廃止し、改めて市民花壇の設置申請を行うものとする。

(廃止の手続き)

第9条 要綱第11条第1項に定める廃止手続きは、市民花壇管理者が「市民花壇廃止届」(様式第12号)を窓口へ提出するものとする。

2 窓口は前項の書類を受理したときは、速やかに書類一式を建設局公園部へ回送するものとする。

3 廃止にあたっては、市民花壇管理者が花壇設置箇所の原状復旧を行うものとする。但し、花壇を引き継ぐ団体があるなどの事情がある場合は、この限りではない。

(休止の手続き)

第10条 要綱第11条第3項に定める活動休止の手続きは、市民花壇管理者が市民花壇活動を一定期間(最長2年間)休止する場合に、休止する理由を明記した「市民花壇活動休止届」(様式第13号)を窓口へ提出するものとする。その間の花苗の配布や補助金の交付は停止する。

2 市民花壇管理者は、市民花壇活動を再開する場合は、「市民花壇活動再開届」(様式第14号)を窓口へ提出するものとする。

3 所管する区は第1項及び前項の書類を受理したときは、速やかに建設局公園部へ回送する

のとする。

(補助金の返還)

第11条 前条に基づき市民花壇を廃止する場合で、補助金に残金があるときは、窓口は期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

2 前条に基づき年度途中で市民花壇活動を休止する場合で、補助金に残金があるときは、窓口は期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(市民花壇コンクールの実施)

第12条 要綱第13条の市民花壇コンクールに参加する花壇は承認を受けた市民花壇で、活動中の花壇に限る。

2 コンクールの事務局は建設局公園部に設置し、コンクール実施にあたり前年度2月頃に神戸市ホームページにて実施概要を周知する。

3 コンクールに参加する花壇は、実施概要に定める期限まで、電子メール等により受付窓口に必要な書類を提出するものとする。

4 審査標準時期は次のとおりとする。

(1) 事前審査(8月)

事務局は前条第2項の提出書類を審査し、概ね30花壇を目安に本審査対象花壇を選定する。

(2) 本審査(9月)

事前審査で選定された本審査対象花壇の書類を審査し、賞を決定する。

5 前項の審査は、次の点について審査し、市民花壇コンクール審査基準(別表1)に基づき実施するものとする。

(1) 花壇全体の美しさ

(2) 草花の生育状況

(3) 花壇構成に対する創意工夫

6 第4項第2号の本審査の審査員は、建設局公園部課長(2名)、各建設事務所公園緑地課長(年度持ち回り)(1名)、(財)神戸市公園緑化協会課長(1名)、各区役所総務部地域協働課長(年度持ち回り)(1名)の5名とする。

7 第4項第2号の賞は、最優秀賞3花壇、優秀賞5花壇、優良賞10花壇とし、コンクール参加花壇より選定する。なお、参加花壇が賞の数に達しない場合は、変更することができる。

8 前項の最優秀賞に選定された花壇は、事務局が現地確認を兼ねて、現地で表彰状を贈呈する。

9 第7項の優秀賞、優良賞に選定された花壇に対しては、郵送にて表彰状を贈呈する。

10 選定結果については、ホームページ等の媒体にて広報を行う。

(施行細目)

第13条 この要領の施行に関し、必要な事項は、別に建設局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

(別表1) 市民花壇コンクール審査基準

評価	採点
とても良い	80点～100点
良い	60点～80点
普通	40点～60点
悪い	20点～40点
とても悪い	0点～20点